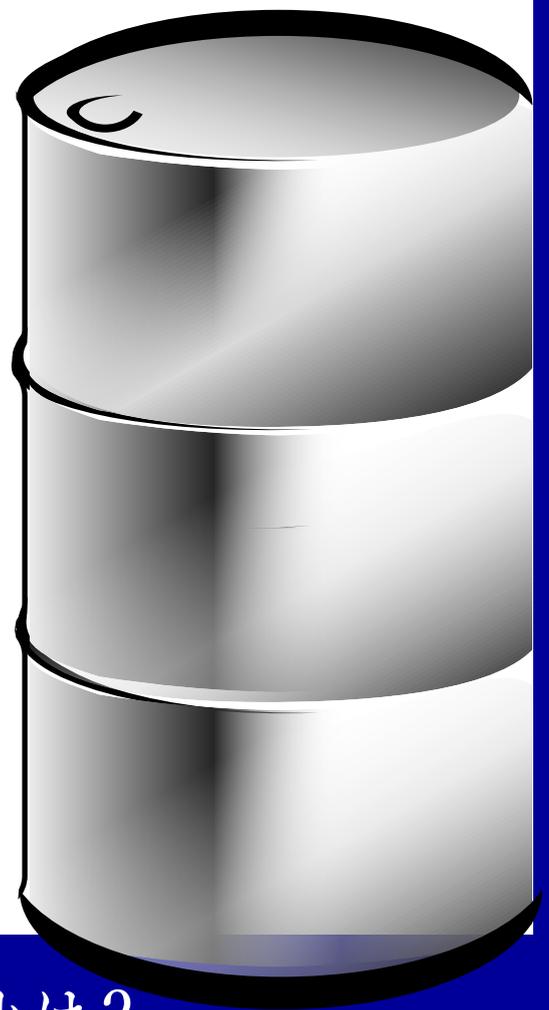




震災時等における危険物の 仮貯蔵・仮取扱い等の手続について

～有事の際の手続を迅速化します～



・危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは？

消防法令で定められた数量（指定数量）以上の危険物は、許可を受けた危険物施設以外での貯蔵・取扱いが禁止されています。

ただし、消防長の承認を受けた場合は、10日以内に限り、一時的な貯蔵・取扱い（以下、「仮貯蔵等」といいます。）ができます。

・東日本大震災、熊本地震では…

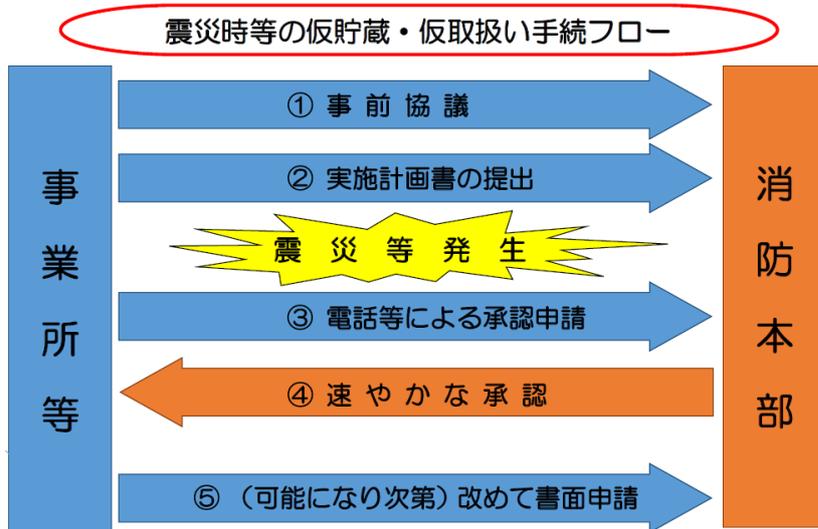
ガソリンスタンド等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたことから、通常時の危険物の取扱いが困難になり、危険物の貯蔵・取扱いも平常とは異なる対応が必要となりました。ドラム缶や地下タンクから手動ポンプを用いて給油を行ったり、救援物資等の集積場所での危険物の貯蔵など危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。



・震災時等における手続の迅速化について

有事の際には電話連絡等で仮貯蔵等の承認を可能とし、申請書類については後ほどご提出いただくことが可能としました。

これらについては、消防側と協議のうえ、あらかじめ具体的な計画を定め、実施計画届出書の届出様式に案内図、敷地内配置図、安全対策、資器材の準備方法等を添付してご提出いただく必要があります。提出の際は、正副2部ご用意ください。



詳細は下記までお問い合わせください



郡山地方広域消防組合 予防課危険物係
TEL 024-923-1850
FAX 024-921-8777